

一般社団法人日本ペットサロン協会会員規定

(目的)

第1条 この規定は一般社団法人日本ペットサロン協会（以下、「当協会」という）が規定する会員についての必要な事項を定める。

(定義)

第2条 当規定で定めるペットサロンとは、動物の愛護及び管理に関する法律による動物取扱業（以下単に「動物取扱業」という。）に含まれるペットサロンおよびペットホテルを指す。

2 当規定で定めるペットとは犬と猫を指し、当協会における活動もそれらに限定する。

(正会員)

第3条 正会員は、当協会の趣旨に賛同して入会した個人で、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員としての権利義務を有する。

2 正会員として入会を希望する場合は、当協会所定の様式による申し込みをし、理事会において理事の3分の2以上の決議による承認を得るものとする。

(サロン会員)

第4条 当協会の趣旨に賛同した企業及び団体及び個人で入会金及び年会費の入金確認、動物取扱業番号の照会確認後、理事会の承認を得てサロン会員となる。なお、会員登録に当たっては動物取扱業の届出の名称で登録することを要する。

2 サロン会員の入会金及び年会費は次の通りとし、入会希望者は入会の月より12か月分の会費を入金しなければならない。

(1) 入会金 10,000円

(2) 年会費 48,000円

3 サロン会員としての当協会での登録は、当月20日までに本登録と入金の確認がとれた対象者を理事会にて検討し、理事会承認をもって翌月1日より12か月の間で権利を有する。

4 サロン会員としての入会条件は次の通りとする。

(1) 当協会ホームページよりインターネットを通じて申し込み及び会費の入金が行えること。

(2) 動物取扱業のうち保管業に登録していること。

(3) 当協会定款、本規定その他当協会が定める規定を遵守し、当協会の発展のために自主的に活動を行えること。

(4) ペットサロン経営に関わる関連法規を遵守し、納税義務を果たしていること。

(5) 当協会の風紀、活動を乱す行為を行わないこと。

(6) 反社会的勢力ではないこと。

(賛助会員)

第5条 当協会の事業を援助するために入会した企業、団体並びに個人は、賛助会員とする。

2 賛助会員は、次に定める賛助会費を当協会に納入しなければならない。賛助会費 1口年額6万円、1口以上

3 賛助会費の納入は、当該年度の3月末日までとする。ただし、4月以降入会の場合の当該年度分の納入は、月割での支払いとする。

4 賛助会員としての入会条件は次の通りとする。

- (1) 当協会の趣旨、理念に賛同し、ペットサロン業界の発展に寄与できること。
- (2) 当協会が規定する方法による入会申し込み及び会費の入金が行えること。
- (3) 当協会定款、本規定その他当協会が定める規定を遵守し、当協会の発展のために自主的に活動を行えること。
- (4) 企業経営に関わる関連法規を遵守し、納税義務を果たしていること。
- (5) 反社会的勢力ではないこと。
- (6) 賛助会員となろうとする者は、当協会規定の様式に必要事項を記入しファクシミリで当協会へ送信して申し込みを行い、理事会の承認を得なければならない。

(名誉会員)

第6条 当協会に功労のあった者又は学識経験者などで、理事長の推薦を受け社員総会で承認された者を名誉会員とする。

- 2 理事長が名誉会員として推薦する基準及び細目は理事会にて定めるものとする。

(賛助会員の権利)

第7条 賛助会員は、当協会が定める有償・無償のサービスを受けることができる。

(退会及び除名)

第8条 サロン会員及び賛助会員は、退会届を退会日の1か月以上前に理事会に提出することにより任意にいつでも退会することができる。

2 当協会は、サロン会員または賛助会員が次の各号に定める事由のいずれかに該当すると判断した場合、理事会の議決により当該会員を除名することができる。

- (1) 当協会の名誉を著しく傷つける行為または会員としての品位を損なう行為があったとき。
- (2) 法令もしくは公序良俗に反する行為を行ったとき。
- (3) 定款、本規定その他当協会の規定に違反したとき。
- (4) その他、会員として不相当と認める相当の事由が発生したとき。
- (5) 更新時、年会費の納入が1か月を経過しても確認できないとき。

3 サロン会員及び賛助会員が、前2号により会員資格を失った場合においても、既納の入会金及び年会費は返還しないものとする。ただし、第1項の場合において、会員の退会にやむを得ない理由があると理事会が判断した場合は、既納の年会費の一部を返還することができる。

4、退会・除名された店舗が改めて入会する場合は新規登録扱いとする。

附 則

- 1 入会手続きに関する細則その他必要な事項については別途これを定める。
- 2 この規定は平成29年5月21日から実施する。

以上